

「えにわん産業祭」・「えにわ環境・エネルギー展」 開催委託業務 仕様書

1. 業務名 「えにわん産業祭」・「えにわ環境・エネルギー展」開催委託業務

2. 業務の目的

(1) えにわん産業祭

恵庭では質の高い農畜産物が生産されており、食品加工製造企業が多く立地し、農商工等連携の取組みによって様々な商品が開発されているほか、市内には優れたものづくり企業が多数あり、高度な技術や特徴的な商品を製造している。

えにわん産業祭を開催し、恵庭の地域資源を活用した商品やものづくり企業による商品紹介、企業紹介・技術紹介を行い、恵庭の産業、企業の活力を市内外にPRし、地域産業の活性化につなげることを目的とする。

(2) えにわ環境・エネルギー展

えにわ環境エネルギー展を開催し、来場者に体験やイベントを通じて環境への興味や関心を高め、環境省が推進している国民運動「デコ活」及び、令和4年6月に恵庭市が宣言した「ゼロカーボンシティ宣言」に基づく省エネルギー及び脱炭素施策の普及啓発を図ることを目的とする。

3. 開催概要

(1) えにわん産業祭

- ① 名 称 えにわん産業祭
- ② 開催日時 令和6年9月7日（土）10～16時（予定）
- ③ 開催会場 花の拠点（はなふる）
- ④ 来場者数 （目標）5,000人以上

(2) えにわ環境・エネルギー展

- ① 名 称 えにわ環境・エネルギー展
- ② 開催日時 令和6年9月8日（日）10～15時（予定）
- ③ 開催会場 花の拠点（はなふる）
- ④ 来場者数 （目標）3,000人以上

4. 委託期間 契約の日から令和6年12月31日（火）まで

5. 委託料の上限 6,711千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 業務内容

(1) えにわん産業祭

別紙「特記仕様書1」に定める。

(2) えにわ環境・エネルギー展

別紙「特記仕様書2」に定める。

7. 見積書作成に係る留意事項

- (1) 見積書の作成にあたっては、上記業務に係る経費を積み上げて作成すること。
- (2) 以下の①～③に要する経費が内訳として分かるように見積書を作成すること。
 - ① 「えにわん産業祭」
 - ② 「えにわ環境・エネルギー展」
 - ③ ①②の共通経費

8. 著作権の帰属

本業務の成果物、印刷物のデジタル情報、図版、写真及び画像データ等の著作権は本市に帰属するものとする。データは、Microsoft 形式 (Word、Excel) にて A4 判縦になるよう整えた形で整理し、電子データで納入すること。

9. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 秘密保持

恵庭市は、企画提案者から提出された提案書は、本委託業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

受託者は、本委託業務で知り得た市及び受入企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本委託業務 (再委託した場合を含む) を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、恵庭市個人情報保護条例等の個人情報保護関係例規を遵守しなければならない。

10. 受託者の責務

- (1) 受託者の責務において、来場者・出展関係者等に対する安全対策に万全を期し、緊急連絡体制、避難誘導など、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (3) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約解除または期間満了後においても同様とする。

11. 留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたり、受託者は市と必要な協議・打合わせを行い、業務を進めるものとする。
- (2) 「えにわん産業祭」及び「えにわ環境・エネルギー展」は小雨決行とする。ただし、強風や大雨などの悪天候が予想される等、災害の恐れがある場合については中止とする。なお、中止の判断については、市と受託事業者との協議のうえ最終的には市が行う。また、中止となった場合の委託料は、中止となった時点までの活動状況に応じて支払うこととなるため、委託料の全額での支払いとはならない点に留意すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、市と受託事業者において協議の上決定する。